

■生活習慣病対策の推進

主な取組	内 容
●生活習慣病対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣の改善など県民が実践する健康づくりの方策や目標を盛り込んだ新たな健康増進計画を策定し、関係団体の取組を促進します。 ○県民総参加による「健康長寿宣言」（仮称）の制定など、がんや糖尿病等の生活習慣病予防のための普及・啓発キャンペーンを行い、県民の主体的な健康づくりを促進します。 ○保健指導を行う人材を養成するとともに、資質の向上を図ります。
●食育*の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○健やかな心身の発達に大きな影響を及ぼす食生活の大切さを発信し、食を通して心身の健康と豊かな人間性を育むための運動を推進します。 ○子どもたちが望ましい食習慣を身に付け、心身ともに健やかに成長できるように、栄養教諭を中心に学校における食育を推進します。

■保健活動の推進

主な取組	内 容
●母子保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○女性の生涯を通じた健康を守るため、健康に関する相談や情報提供を行います。 ○思春期の男女を対象として、性の悩みなどに関する専門医等の相談を行うとともに、知識の普及や思春期の若者による相談活動を推進します。
●歯科保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○8020運動*を中心とした歯科保健対策を推進します。
●精神保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○精神疾患の予防や病状の悪化を防ぐため、心の不調や精神保健福祉に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。 ○心の悩みに関する相談や自立と社会経済活動への参加に向けた支援を行います。
●地域保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の課題を踏まえ、広域的・専門的・技術的拠点である保健所を中心として、地域保健対策を推進します。

■感染症・難病*対策の推進

主な取組	内 容
●感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症患者に対する人権に配慮した適切な対応や良質で適正な医療の提供を行うとともに、予防接種の円滑な実施、発生動向の調査等により、感染症の発生予防やまん延防止を図ります。

	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等の新興・再興感染症に対して、サーベイランス*の実施など予防・まん延防止のための各種対策を進めます。 ○HIV/エイズ*に関する正しい知識の普及・啓発や受診者の利便性に配慮した検査を重点に対策を実施します。 ○結核のり患率*・有病率の高い地域や年齢層に対して、重点的に予防の意識啓発を行うとともに、結核患者の早期発見・二次感染の防止に努め、結核予防の推進を図ります。
<p>●難病対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○難病に関する相談体制の充実と医療ネットワークの構築により、患者やその家族に対する支援を行います。 ○特定疾患*をはじめとする難病患者に対して、医療費の負担軽減や在宅医療の支援を行うとともに、重症患者の入院施設の確保を図ります。

主要施策 3-02 安心で質の高い医療の確保

■医療従事者の養成・確保

主な取組	内 容
<p>●医師確保対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○県外から転任する医師をはじめ、研修医、医学生の各段階に応じた支援策を講じるとともに、定着を図るための環境整備を行い、県内医療機関に勤務する医師の確保を図ります。 ○出産・育児などライフステージに応じて、女性医師が働きやすい環境の整備や勤務医の負担軽減を図ります。
<p>●看護師等養成確保対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○医療の高度化・専門化に対応できる質の高い看護職員の養成を推進するとともに、離職防止や離職者の再就業促進などにより定着・確保を図ります。 ○実習指導者の養成や各種専門研修を通じて、看護職員の資質向上を図ります。

■医療提供体制の整備

主な取組	内 容
<p>●地域医療の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○県民の健康の維持・増進と医療提供体制の確保を図ることを目的にした保健医療計画の目標管理等を行います。 ○インターネットを通じた医療機関・薬局の情報提供を行うことにより、県民の利便性の向上を図ります。
<p>●県立病院の運営・充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○県立病院が高度で良質な医療を効果的、安定的に提供するため、医師の確保に努め、経営健全化を推進し、県民からより信頼される病院づくりを進めます。

	○精神医療に関する患者のニーズの変化に対応した機能の充実を図るため、駒ヶ根病院の改築を進めます。
●医療保険者に対する支援	○後期高齢者医療給付費の一部を負担するとともに、財政リスク軽減のための支援を行います。 ○国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、保険者である市町村への支援を行います。
●医薬分業の推進	○自分の「かかりつけ薬局」を適切に選択できるよう情報提供等を行い、医薬分業をさらに推進します。
●血液供給の確保	○県内の医療に必要不可欠な輸血用血液製剤を県民の献血により確保します。 ○安全な輸血用血液製剤を安定的に県内医療機関へ供給するための支援を行います。

■救急・災害医療の推進

主な取組	内 容
●救急・災害医療対策の推進	○救急搬送時間の短縮による救命率の向上や後遺症の軽減、へき地における救急医療体制の強化等を図るため、救命救急センターの運営やドクターヘリの運航を支援します。

■へき地医療の推進

主な取組	内 容
●へき地医療対策の推進	○無医地区*などの住民の医療を確保するための支援を行います。 ○自治医科大学の運営費を負担し、将来、地域医療に従事する医師の養成を図ります。

■小児・周産期*医療の推進

主な取組	内 容
●小児医療対策の推進	○地域の産科・小児科医療体制の再構築を図ります。 ○小児救急患者のための夜間電話相談を実施するとともに、圏域ごとに夜間診療を実施する体制を確保します。
●周産期医療対策の推進	○周産期医療を担当する各機関の連携強化等により、医療資源の効果的な運用を図り、高度な周産期医療を適切・円滑に提供します。

■がん医療の推進

主な取組	内 容
●がん医療対策の推進	○がん診療の地域格差を是正し、質の高いがん医療が県内のどこにおいても日常の生活圏で受けられるように、がん診療連携拠点病院*の体制整備を進めます。

■精神医療の推進

主な取組	内 容
●精神医療対策の推進	○精神科の救急医療体制を確保するとともに、精神障害者の疾患の状況に応じて、適切な受診につなげる相談体制の構築を進めます。

主要施策 3-03 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

■産科・小児科医療提供体制の整備

主な取組	内 容
●産科・小児科医療対策の推進	○地域の産科・小児科医療体制の再構築を図ります。 ○周産期*医療を担当する各機関の連携強化等により、医療資源の効果的な運用を図り、高度な周産期医療を適切で円滑に提供します。

■子育て支援体制の充実

主な取組	内 容
●県民との協働による少子化対策の推進	○社会を構成する多様な主体の連携・協働のもとに、県民が一体となった総合的な少子化対策を推進します。
●相談・啓発の推進	○社会全体で少子化対策に取り組むために、子どもを産み育てることの意義や素晴らしさについて、県民の意識の醸成を図ります。 ○地域の力を活用し、子育て支援と家庭教育支援の向上を図ります。 ○地域における民生・児童委員、主任児童委員の活動を促進し、住民の立場に立った相談・支援を進めます。
●多様な保育・子育て支援サービスの提供	○低年齢児保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、障害児保育などの多様な保育サービスや、子育て支援拠点づくりなどを支援します。 ○放課後や休日等における子どもの安全・安心な居場所づくりと健全な育成を推進するため、児童クラブの活動などを支援します。

●母子保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○不妊治療に対する支援を行うとともに、不妊に悩む方の不安の軽減と治療に関する正しい知識、情報の提供を行います。 ○思春期の男女を対象として、性に関する悩み等に対する専門医等の相談を行うとともに、知識の普及や思春期の若者による相談活動を推進します。
●子育て家庭への経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ○児童を養育する親などに児童手当を支給します。 ○乳幼児等の医療費について、自己負担の軽減を図ります。
●仕事と子育ての両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員の子育て支援に取り組む企業を支援し、育児休業制度や育児のための短時間勤務制度の普及を推進します。

■児童福祉の充実

主な取組	内 容
●児童虐待防止対策・児童相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○深刻化する児童虐待問題に的確に対応するため、市町村との連携を強化するなど相談支援体制の充実を図ります。 ○母子保健業務を通じて、虐待のリスクを持つ母子の早期の把握と適切な支援を行い、児童虐待を未然に防ぎます。 ○児童に関する様々な相談に応じるとともに、最も効果的な処遇を行い、児童の福祉の向上を図ります。 ○児童相談所のあり方や相談・保護の環境向上について検討を進めます。
●児童の保護・自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉施設などにおける児童の保護、自立支援、入所児童の処遇の向上を促進します。 ○老朽化が激しく、狭いいな諏訪湖健康学園の移転改築を進めます。 ○保護を必要とする子どもの福祉の増進を図るため、里親の確保や資質向上を図ります。 ○社会的自立のための援助が必要な児童等が共同生活を営む施設（児童自立援助ホーム）を支援するとともに、就職等の身元保証人を確保し、社会的自立を促進します。

高齢者がいきいきと生活できる社会づくり

■高齢者の活躍の促進

主な取組	内 容
●社会参加の促進と活動の場の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村等と連携し、地域における文化・スポーツ活動などに対する支援や啓発を行うとともに、高齢者の生きがいと健康づくりの取組を支援し、高齢者の積極的な社会参加を推進します。 ○老人クラブ等が行う社会奉仕活動などの地域貢献活動を支援します。 ○高齢者や団塊の世代*等が積極的に地域活動に参加し、地域の担い手として活躍できるよう支援するとともに、地域における活動の場を拡大します。 ○高齢者の能力の活用を図るため、継続雇用と就業開拓の取組を支援します。
●介護予防の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なケアマネジメント*機能を強化するため、市町村が実施する介護予防などの取組を支援します。 ○介護予防を効果的に実施するため、地域包括支援センター職員の資質向上を図ります。

■地域ケア体制*の確立

主な取組	内 容
●介護サービスの質の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○介護サービスの利用者が介護サービス情報を事前に入手し、事業所を自ら比較・検討して選択できる環境を整備し、公正な競争によるサービスの質の向上を図ります。 ○介護保険事業者に対する実地指導、集団指導の実施により、サービスの質の向上と保険給付の適正化を図ります。 ○介護支援専門員の養成を図るとともに、資質の向上を図ります。
●認知症高齢者ケアの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症高齢者やその家族の相談に応じられるように、認知症サポート医*を養成するとともに、かかりつけ医の認知症への対応力向上を図ります。 ○質の高いサービスを提供するため、介護保険施設等において認知症介護の専門スタッフの養成とその技術の向上を図ります。 ○県民に対する介護知識・技術の普及を進めるとともに、介護従事者の専門的かつ最新の知識・技術の習得により資質の向上を図ります。 ○啓発等により認知症に対する理解を促進し、地域で支えていく意識の醸成を図ります。

■多様な住まい・生活空間の創出

主な取組	内 容
●介護サービス基盤の充実	○社会福祉法人等が行う介護老人福祉施設などの整備を支援するとともに、入所者の生活環境の改善を図ります。
●ユニバーサルデザイン*に配慮した生活空間の整備	○高齢者が日常生活をできる限り自力で行えるよう、居住環境の改善を支援します。 ○誰もが使いやすく健康に配慮した住まいづくりの助言を行います。 ○高齢者や障害者をはじめ誰もが利用しやすいバス・鉄道などの公共交通機関の環境整備を促進します。 ○波うち歩道*の解消や段差のない歩道の整備、信号機の歩車分離化など高齢者や障害者に配慮した交通環境の整備を推進します。

■安定した介護保険制度の運営の支援

主な取組	内 容
●安定した介護保険制度の運営の支援	○保険者の介護給付、予防給付に要する費用の一部を負担するとともに、介護保険事業の運営が健全で円滑に行われるよう必要な助言等を行います。 ○保険給付費等の増加に対応するため、基金により市町村の介護保険財政の安定化を支援します。 ○適正な要介護認定が行われるよう、介護認定審査会の運営を支援するとともに、介護認定審査会委員や認定調査員の資質向上を図ります。 ○認定結果に不服のある場合に申し立てを行う介護保険審査会を運営します。

主要施策

3-05

障害者が自立して生活できる社会づくり

■地域での自立生活への支援

主な取組	内 容
●地域生活移行の支援	○西駒郷をはじめ施設に入所している障害者や精神科病院から退院可能な精神障害者の地域生活移行を促進します。 ○障害者が自立して地域で生活できるように、グループホームやケアホームの設置・運営等に対して支援します。 ○障害者自らが障害者の相談・指導（ピアカウンセリング）や精神障害に対する理解を深める普及啓発活動を行うなど、自らの力を十分に発揮し、活躍できる場づくりを支援します。 ○障害者週間などの啓発活動を通じて、障害者に対する県民の理解と認識を深めます。

<p>●障害福祉サービスの安定的な提供と充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームヘルプやショートステイサービスなど在宅福祉サービスを提供し、在宅の障害者とその家族が地域で自立した生活ができるよう支援します。 ○障害者福祉サービスに要する費用の一部を負担し、障害者がある能力や適性に応じて自立した生活ができるよう支援するとともに、西駒郷や信濃学園において、知的障害者の保護、日常生活に必要な支援、社会生活への適応力を高める支援を行います。 ○市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて、効率的・効果的に地域生活支援事業を実施できるよう支援します。 ○障害者自立支援法による新たな事業体系への円滑な移行を支援し、地域の障害者の多様なニーズに応えることができるサービス提供者を育成します。 ○身体障害者の失われた身体機能を補完または代替する補装具の製作等に対して支援します。 ○在宅の障害者のニーズに適切で良質なサービスが提供できるよう、必要な知識や技能を有する居宅介護等の従業者の養成を図ります。
<p>●生活安定のための施策の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○心身障害者扶養共済制度への加入を促進し、障害者の生活の安定を図ります。 ○日常生活において、常時特別の介護を要する在宅の重度障害者の特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当の支給や重度心身障害者の医療費自己負担分に対する支援により、経済的負担の軽減を図ります。
<p>●就労支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者授産施設等の受注業務の拡大等を支援し、利用する障害者の収入の増加を図ります。 ○精神障害回復者の社会適応訓練を支援するとともに、回復途上者に対し社会適応訓練を行う協力事業所を支援します。 ○障害者からの情報通信技術に関する利用相談や情報提供などにより、障害者の情報を活用する能力の向上と社会参加の促進を図ります。 ○職業訓練などにより、障害者の技能を高めるとともに、雇用啓発などの取組を進め、障害者の就業機会確保と職業能力向上を促進します。 ○障害者就業支援ワーカーを配置して、障害者の就労を支援します。
<p>●相談支援体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村が実施する相談支援事業と連携し、就業、生活、療育など専門性の高い相談支援を行います。 ○障害者が主体的にサービスの選択ができるように支援する相談支援従事者の養成を行います。

■安心して暮らせる地域づくりと社会参加の推進

主な取組	内 容
●ユニバーサルデザイン*に配慮した生活空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者が日常生活をできる限り自力で行えるよう、居住環境の改善を支援します。 ○誰もが使いやすく健康に配慮した住まいづくりの助言を行います。 ○高齢者や障害者をはじめ誰もが利用しやすいバス・鉄道などの公共交通機関の環境整備を促進します。 ○波うち歩道*の解消や段差のない歩道の整備、信号機の歩車分離化など高齢者や障害者に配慮した交通環境の整備を推進します。
●社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者スポーツ、レクリエーション、文化活動などを通じて、障害者の社会参加と健康増進を促進するとともに、障害者スポーツなどの普及を進めます。 ○身体障害者補助犬の給付を通じ、障害者の社会活動への参加を支援します。 ○手話通訳者、点訳・朗読奉仕員等の養成、音声コードの普及・啓発、県聴覚障害者情報センターでの字幕入りビデオの製作・貸出しなどにより、障害者のコミュニケーション手段の充実を図ります。

■多様な障害に対応する支援体制の充実

主な取組	内 容
●療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅の重度心身障害者に対して、通園により、日常生活動作、運動機能等の訓練・指導など必要な療育を行えるよう支援するとともに、障害児通園施設の利用者の負担軽減を図ります。 ○発達障害者に対する療育相談や関係機関への技術支援などを行います。
●リハビリテーションと自立支援医療*の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○総合リハビリテーションセンターの機能を活用し、身体障害者等の社会復帰を促進します。 ○自立した日常生活の確保や障害の軽減を図るため医療の給付を行います。
●重度障害等に対応する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケアや夜間の付き添いが必要な重度の障害者が入居するケアホームの運営を支援します。 ○常時介護が必要な重度障害者が地域で生活できる環境を整備します。 ○事故や病気などにより脳に損傷を受け、社会生活に支障をきたしている高次脳機能障害者*に対して、相談や生活・就労支援のためのリハビリテーション訓練を行い、生活復帰・就労復帰への支援を行います。

地域の支え合いによる福祉の推進

■地域における支え合いの推進

主な取組	内 容
●地域における支え合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障害者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、宅幼老所を支援します。 ○災害時の住民支え合いマップ*づくりを日常の住民支え合いへ広げることで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。 ○認知症高齢者や独り暮らし高齢者等の精神的健康の維持・回復を図るため、傾聴ボランティア活動を通じ、中高年者が高齢者を支える仕組みをつくりまします。 ○地域で活躍している高齢者や民生委員が、介護相談員として介護サービス利用者の相談に応じるため、必要な知識や技術の習得を図ります。 ○地域の実情に応じた在宅福祉サービスの開発や事業運営の基盤強化に対する支援などにより、市町村社会福祉協議会の活動の促進を図ります。

■福祉を支えるサービス体制の充実

主な取組	内 容
●福祉人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉大学校において、保育士、介護福祉士を養成するとともに福祉人材センターにおいて無料職業紹介等を実施し、福祉人材の確保を図ります。 ○社会福祉従事者が、働きやすく、定着できる環境の整備を促進するとともに、介護センター等において社会福祉従事者の資質向上を図ります。
●福祉サービスの円滑な利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービス事業者が提供するサービスの質の向上を図り、利用者への適切なサービス選択に資するために、第三者評価制度の普及を進めます。 ○社会福祉施設等の指導・監督を実施し、公正で健全な運営の確保と利用者サービスの向上を図ります。
●高齢者・障害者等の権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ○判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障害者、精神障害者が福祉サービスを利用する際の利用手続の代行等の援助を行い、自立した日常生活を営めるよう支援します。 ○障害者の権利擁護に関する相談支援を行い、必要に応じて専門機関との連携を図りながら、問題の解決に当たります。 ○啓発等を通じて、高齢者虐待の防止に関する県民の意識の醸成を図ります。

主要施策 3-07

誰もが安心できる日常生活支援の充実

■女性保護の充実

主な取組	内 容
●女性保護の充実	○配偶者からの暴力等により、保護を必要とする女性の早期発見と適正な支援による自立の促進を図るとともに、配偶者暴力の防止に関する啓発活動を実施します。

■ひとり親家庭支援の充実

主な取組	内 容
●ひとり親家庭支援の充実	○ひとり親家庭等に対して、経済的自立に向けて就業支援のほか、生活援助、子育て支援などを行います。 ○ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当の支給や母子寡婦福祉資金の貸付けなどを行います。

■中国帰国者等援護対策の推進

主な取組	内 容
●中国帰国者等援護対策の推進	○中国帰国者に対して、日本語習得や生活指導などの支援を行い、地域への定着、自立を促進します。 ○戦没者遺族、戦傷病者に対する援護や戦没者慰霊を実施します。

■低所得者対策の推進

主な取組	内 容
●低所得者対策の推進	○生活扶助、介護扶助、医療扶助等により、最低限度の生活を保障するとともに、個々の生活の状況に応じ、就労に関する相談・指導援助を行うなど自立を支援します。 ○低所得者等に対し、資金の貸付など必要な援助や指導を行い、経済的自立や生活意欲の助長などを図ります。 ○低所得の高齢者が必要な介護サービスを受けたり、軽費老人ホームに入居できるよう、利用者負担の軽減を図ります。 ○住宅の確保が必要な低所得者、母子家庭等の居住安定を図るため、県営住宅の供給を行います。

■福祉医療による支援

主な取組	内 容
●医療費の自己負担に対する経済的支援	○乳幼児、障害者などの福祉の増進を図るため、福祉医療費の給付を市町村とともに実施します。

■治水対策の推進

主な取組	内 容
●河川改修等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○河川改修工事や河川管理施設の修繕などを行い、洪水の氾濫を軽減します。 ○洪水による浸水が想定される区域や避難場所などを表示した洪水ハザードマップの作成を支援し、洪水被害を最小限に抑えます。 ○住民参加のもと、効率的な河川の維持管理や河川環境の美化を推進します。
●洪水調節施設整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水による被害を軽減し、流域住民の生命と財産を守るため、浅川ダム建設を推進します。 ○堆砂の著しいダムについて、堆積土砂の排土や洪水バイパスの設置を推進します。
●内水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ハード、ソフト対策により、内水に起因する床上浸水や農地等への被害を軽減します。

■土砂災害等対策の推進

主な取組	内 容
●土石流対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○荒廃した溪流や土石流発生の危険性が高い溪流において、砂防えん堤などの砂防設備の整備を推進します。 ○火山地域において、土石流、火山泥流等に対する砂防えん堤、遊砂地などの砂防設備の整備を推進します。 ○土砂災害警戒区域等*の指定を推進し、土石流のおそれのある区域について、危険の周知を行います。
●地すべり・急傾斜地崩壊対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地すべり防止区域において、排水施設、抑止杭設置などの地すべり防止工事を計画的に進めます。 ○斜面がきつく崩壊の危険が大きい区域において、がけ崩れから人家を防護する擁壁等の施設の整備を推進します。 ○土砂災害警戒区域等の指定を推進し、地すべりやがけ崩れのおそれのある区域について、危険の周知を行います。
●雪崩対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○豪雪地帯や雪崩発生常習か所において、雪崩止め柵、雪崩防止施設の整備を計画的に進めます。

■災害に強い農村づくり

主な取組	内 容
●災害に強い農村づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○地すべり災害を防止するため、対策工事を進めます。 ○ため池や用排水路等の決壊・溢水・漏水などによる土砂崩落等の災害を防止するための改修を進めます。

■災害に強い森林づくり

主な取組	内 容
●災害に強い森林づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○間伐を適切に実施することにより、立木の根の張りの発達を促すとともに、広葉樹の発生を助長するなど、災害に強い森林づくりを推進します。 ○治山事業を計画的に進め、山地災害危険地区*を総合的に整備するとともに、荒廃山地を復旧し、森林の持つ県土保全機能の向上を図ります。

■災害復旧の推進

主な取組	内 容
●災害復旧の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水、土砂災害、山地災害などの被害か所の早期復旧を図るとともに、災害の再発や拡大を防止するための工事を推進します。

主要施策 3-09 地域防災体制の強化

■災害に強い建物・道路等の整備

主な取組	内 容
●災害に強い建物等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の整備に当たっては、耐震性など防災機能を考慮して建設するとともに、既存施設の耐震診断を進め、必要に応じ、耐震改修を行います。 ○住宅や緊急輸送路沿道建築物等の民間建築物の耐震改修の促進を図ります。 ○土砂災害から住民の生命、身体を守るため土砂災害警戒区域等*の指定を行い、新築増改築等の建築物の構造規制を行うとともに、開発行為の規制を行います。 ○県営水道において、災害に強い上水道施設とするため、主要な水道管の耐震化を進めます。

●災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○土地区画整理や市街地再開発などによる防災都市づくりを計画的に促進します。 ○電線類の地中化により、地震による電柱倒壊を防止します。
●緊急輸送体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の緊急輸送路を確保するため、道路法面からの落石などを未然に防止するための施設を設置するとともに、道路改良工事や橋の耐震補強工事などを行います。 ○雪崩災害等を防ぐため、スノーシェッドなどの防雪施設の設置や維持管理を行います。

■危機管理体制の整備

主な取組	内 容
●危機管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災計画を随時見直し、社会構造の変化、災害による被害想定の変更など地域の実情に応じた防災体制の充実を図ります。 ○国民保護法に基づく武力攻撃事態等への対応について、関係機関との連携を強化するとともに、県民への周知などを行います。 ○県内全市町村による災害全般に関する相互応援協定や県内消防本部間の相互応援により連携の強化を図ります。 ○近隣都縣市との相互応援体制の強化を図ります。 ○災害発生時にも県民へのサービス業務を継続できるよう、県の体制づくりを進めます。 ○災害時の防災拠点となる県庁・合同庁舎・警察署などで、円滑に災害応急対応業務を行います。 ○災害時における迅速・適切な救出・救助体制を確保するため、装備資機材を整備します。 ○土砂災害警戒区域等の指定を推進し、土砂災害のおそれのある区域について、警戒避難体制の整備と住民への周知を行います。 ○地すべり防止区域、火山地域などで、雨量計、伸縮計、監視カメラなどを設置し、監視体制の強化を図ります。

■消防対策の推進

主な取組	内 容
●消防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○消防団活動に協力していると認定された事業所について、事業税の減免措置を行うなど、消防団の充実強化やイメージアップにつながる取組を進めます。 ○災害の多様化・大規模化に対応するため、長野県消防広域化推進計画に基づき、常備消防*の広域化を推進します。 ○救急救命士の養成や救急隊員・救助隊員の教育訓練を行います。

■自主防災力の充実

主な取組	内 容
●自主防災活動の支援	○自主防災組織*の立ち上げ支援や活動の活性化を図る推進役である自主防災アドバイザーを養成するなど、自主防災組織の組織化・活性化を図ります。
●防災意識の高揚	○地震、風水害等を想定した総合防災訓練や火災予防運動、防災マップの作成促進などを通じて、県民の防災・防火意識の高揚を図ります。 ○地域住民や行政が協働して災害時の住民支え合いマップ*づくりを行うことにより、災害が発生しても要援護者が安全に避難できる体制づくりを推進します。 ○洪水による浸水が想定される区域や避難場所などを表示した洪水ハザードマップの作成を支援し、洪水被害を最小限に抑えます。 ○山崩れや土石流などの災害情報の収集を行う山地防災ヘルパーと連携し、山地災害危険か所の住民への周知を行います。
●二次災害の防止	○被災建築物の倒壊の危険度を判定する応急危険度判定士、被災宅地の危険度を判定する被災宅地危険度判定士の登録・育成を促進し、二次災害の防止に努めます。

■防災情報基盤の整備

主な取組	内 容
●防災情報基盤の整備	○防災センターを拠点として、防災行政無線や震度情報ネットワークなどを活用することにより、迅速確実な情報収集や連絡調整を行い、的確な災害対応を図ります。 ○住民の避難、市町村の避難勧告等の発令を支援するために、土砂災害警戒情報の提供を行います。

主要施策 3-10 犯罪のない社会づくり

犯罪などの抑止と検挙

主な取組	内 容
●地域安全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○県民の防犯意識の向上と定着を図るため、犯罪情報や防犯対策上の留意点などに関する情報を提供して自主防犯活動を支援します。 ○地域住民や防犯ボランティア団体が自主的に行うパトロールなどの取組に関し、関係行政機関と連携強化を図りながらその活性化を促進します。
●子ども、女性、高齢者を守る取組	<ul style="list-style-type: none"> ○非行少年の立ち直りを促し、犯罪の発生を未然に防止するため、少年サポートセンターや少年ボランティア等関係機関との連携を図り、家庭、学校、地域社会の協力を得て、街頭補導活動を強化します。 ○非行防止教室の開催や少年サポートセンターによる少年、保護者に対する相談活動を通じて、少年の立ち直り支援や少年の規範意識の向上を図ります。 ○警察安全相談を通じて、県民の身近な不安を解消します。 ○犯罪被害者の支援を行うため、関係機関・民間被害者支援団体などとの連携を強化するとともに、被害者等に対する理解を深めるための広報活動を推進します。
●犯罪防止に配慮した環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○街頭活動や地域のパトロール、防犯カメラをはじめとした防犯設備の整備を促進して、平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止に努めます。 ○安全・安心なまちづくりや防犯ボランティア団体などの活動を支援します。 ○外国籍県民に対する防犯アドバイスなどの活動を通じて、犯罪に巻き込まれることのない環境づくりを推進します。
●捜査力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○捜査支援システムにより、広域化、スピード化、悪質・巧妙化、ハイテク化する犯罪に的確に対応します。
●テロ*の未然防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○テロ関連情報の収集・分析など、事案の未然防止や各種テロ事件からの県民の安全確保に努めます。

治安基盤の充実

主な取組	内 容
●地域を守る治安基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○警察署や交番・駐在所の必要な整備を行い、地域の治安の核となる基盤の強化を図ります。 ○県警本部、警察署、交番・駐在所間の情報ネットワークによる地域安全情報の迅速な提供に努め、住民サービスの向上を図ります。 ○通信指令室、総合指揮室、交通管制センター、警察署との情報の共有

	<p>を図る「総合指揮システム」の効果的な運用により、事件・事故の早期解決と被害の拡大防止に努めます。</p> <p>○限りある人員体制の効果的・効率的な運用を図るため、警察署管轄区域と行政区域との差異や、犯罪の凶悪化などに対応した組織のあり方など警察が抱える課題について検討します。</p>
<p>●安心感を高める人材の育成など警察力の向上</p>	<p>○優秀な人材の確保とその育成を含めた警察官の能力向上や治安を守る資機材の整備により、警察力の向上を図ります。</p> <p>○効果的な人員配置や緊急通報装置の設置などにより、安全と安心のよりどころとしての交番の機能充実を図ります。</p>

主要施策 3-11 交通安全対策の推進

交通安全運動の推進

主な取組	内 容
<p>●交通安全啓発活動の推進</p>	<p>○交通事故の減少をめざして、シートベルト着用啓発などの各種啓発活動や季節ごとの交通安全運動を推進し、県民一人ひとりへの交通安全知識の普及と意識の高揚を図ります。</p>
<p>●交通事故相談の充実</p>	<p>○交通事故被害者等が抱える損害賠償など様々な問題の解決に向け、指導・相談・助言を行います。</p>

交通事故抑止対策の推進

主な取組	内 容
<p>●悪質危険違反等の抑止</p>	<p>○速度超過車両の多い主要幹線道路や交通事故の多い交差点に取締装置を整備するなど、悪質危険運転等の抑止を図ります。</p> <p>○飲酒検問の充実を図るとともに、交通事故分析や飲酒運転の実態を踏まえ、時間帯、場所などを考慮した徹底した取締りを推進します。</p> <p>○自治体や関係機関・団体と連携した飲酒運転を許さない環境の構築、各種メディアを活用した飲酒運転の危険性や事故実態の周知により、飲酒運転根絶の意識の高揚を図ります。</p>
<p>●高齢者等交通弱者を守る交通安全教育の推進</p>	<p>○交通死亡事故抑止を最重点課題に、家庭、学校、職場、地域など相互の連携を図りながら、子どもや高齢者に配慮した交通安全の啓発を推進します。</p> <p>○高齢者が身近で参加しやすい交通安全教育を推進し、高齢者の交通事故の抑止を図ります。</p>

- 身体機能の診断や事故現場の視察など体験・実践型の交通安全教育を通じて、高齢者自身が交通安全の必要な知識を学び、交通実態を体験することにより、交通安全意識の高揚を図ります。

■安全で快適な交通環境の整備

主な取組	内 容
●高齢者等に配慮した交通安全施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○信号機の歩車分離化を図るなど、高齢者や障害者に配慮した交通環境の整備を推進します。 ○信号機の高度化改良、道路標識の高輝度化など交通安全施設の整備や、生活道路等における交通事故の発生実態を踏まえた交差点の改良などを推進し、歩行者などの事故防止を図ります。
●円滑な交通確保対策の推進と県民の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○交通量の変化に即応する信号制御、交通情報の収集・提供などの的確な交通管制を行い、円滑な交通環境の確保を図ります。 ○運転免許手続きの簡素化、合理化を図り、県民の利便性の向上に努めます。
●安全・安心な道路環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○安全でスムーズな道路交通を確保するため、交差点の改良や、登坂車線、歩道の整備を推進します。 ○自動車騒音を低減する舗装の整備を推進し、沿道的环境に配慮した道路づくりを推進します。

主要施策 3-12 消費生活の安定と向上

■消費者の自立支援

主な取組	内 容
●総合的な施策の推進	○県民の意見や要望を反映した総合的な消費者施策を推進し、消費生活の安定と向上を図ります。
●消費者教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者が適切な選択を行うための学習機会の提供・啓発、情報提供を行います。 ○小・中・高等学校の授業等で、消費者、金銭、金融に関する教育を行います。

消費生活における安全の確保

主な取組	内 容
●消費者取引の適正化と安全の確保	○商品・サービスの取引の適正化と安全確保を図り、消費者の利益を擁護するため、事業者に対する監視・指導、立入検査などを実施します。
●物価の安定	○物価の安定を図るため、生活関連物資の価格動向の調査・監視を行い、適切な情報提供を行います。

消費者相談の充実

主な取組	内 容
●消費者相談の実施	○消費生活センターにおいて、消費者相談や苦情の処理を行い、消費者被害の未然防止と拡大防止、苦情の解決等を図ります。
●市町村消費者行政の充実	○市町村における相談体制の充実を図るため、市町村相談員の育成を行います。

主要施策 3-13

食品・医薬品等の安全確保

食の安全確保

主な取組	内 容
●食品の安全確保の推進	○食品等関係施設の監視指導や流通食品の抜き取り検査を実施し、飲食に起因する危害の発生を未然に防止します。 ○消費者、食品事業者、行政が食品の安全性に関する情報を共有するとともに、消費者等の意見を施策に反映させることにより食品の安全・安心の確保を図ります。 ○家畜解体時等における疾病検査、牛海綿状脳症（BSE）の検査などを実施し、食肉の安全確保を図ります。
●農産物の安全確保の推進	○農産物の生産から出荷段階において、自主的に衛生管理などを実践し、食品としての安全性の確保や農薬の適正使用を図ります。 ○消費者から信頼される安全・安心な畜産物の提供体制を推進します。 ○家畜伝染病の発生予防やまん延防止を図り、畜産物の安全性を確保します。

■医薬品等の安全確保

主な取組	内 容
●医薬品等の安全確保の推進	○安全性情報の提供や、適正使用の徹底により、医薬品等による危害を未然に防止します。
●薬物乱用防止対策の推進	○覚せい剤等の薬物乱用がもたらす健康被害と社会に与える重大な被害を周知し、薬物乱用防止意識の高揚を図ります。
●産業保安の確保	○LPガスの正しい使い方の啓発、安全器具の普及を促進し、事故防止に努めます。 ○火薬、高圧ガス、石油類などの危険物取扱者に対し、事故防止に必要な指導を行います。

■環境衛生対策の充実

主な取組	内 容
●生活衛生対策の充実	○旅館、公衆浴場、理・美容所等の監視指導を実施するとともに、業者による自主管理体制の強化を支援するなど、衛生水準の維持・向上を図ります。
●動物愛護管理の推進	○狂犬病予防、飼犬管理対策を推進し、動物による人への危害等を防止します。 ○動物愛護の意識の高揚や適正な飼養管理の普及・啓発を推進します。